

Title	日本統治期台湾の徴兵制導入時に生じた「国語能力」問題：「国語不解者」の徴兵に関する『台湾時報』『新建設』の記事を中心に
Sub Title	
Author	和泉, 司(Izumi, Tsukasa)
Publisher	慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター
Publication year	2011
Jtitle	日本語と日本語教育 No.39 (2011. 3) ,p.123- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20110300-0123">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20110300-0123</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本統治期台湾の徴兵制導入時に生じた 「国語能力」問題

——「国語不解者」の徴兵に関する『台湾時報』『新建設』の  
記事を中心に

和 泉 司

## 1. はじめに

本稿では、日本統治期台湾において、台湾人に対する徴兵制度導入が発表・実施された際に起こった日本語を理解しない台湾人徴兵適齢者に関する問題を扱う。

日本統治期台湾における徴兵制実施は1945年からである。1895年から日本の植民地となった台湾では、戸籍と参政権付与、そして異民族統治上の問題から台湾人の軍事動員は行われてこなかった。しかし1930年代以降、日本帝国の中国大陸への侵略が始まると、現地通訳や従軍労務者として台湾人軍夫・軍属の徴用・動員が行われ、37年の日中戦争そして41年から太平洋戦争が勃発すると、その長期化による慢性的な兵員不足解消のため植民地人の軍事動員が実施されるようになった。日本統治期台湾では、1942年より陸軍特別志願兵制度が、43年には海軍特別志願兵制度が導入されることで台湾人兵士が登場し、1943年9月23日に、45年から台湾人適齢者に対する徴兵検査と兵役の開始が発表されたのだった<sup>1</sup>。

当時の新聞・雑誌メディアはこぞってこの徴兵制実施を「歓迎」「賞賛」している。戦争動員と皇民化運動が極限まで進められていた植民地下ではそれ以外の表現が許されなかったためだが、そのような表面的な「歓迎」「賞賛」の下で、現実的かつ深刻な問題が浮上していた。それが、日本語能力のない（あるいは不十分な）徴兵適齢者に関する問題であった。選抜方

式であった志願兵制度と異なり、徴兵制によって適齢の男性は原則的に全て兵役につかなければならない。しかし当時の台湾における日本語理解率は、皇民化運動による強力な「国語」=日本語普及運動の下であっても、まだ最大限見積もって50%を越えるばかりであったという<sup>2</sup>。軍隊という特殊で強圧的な命令系統を持つ組織において、日本語が理解できないことは致命的であり、それは軍側にとっても、徴兵される台湾人側にとっても不安要素であった。

今回、本稿では、日本統治期台湾で発行された『台湾時報』と『新建設』という二つの雑誌に掲載された台湾人の軍事動員及び徴兵制に関する記事の、台湾人兵士と日本語能力についての記述を分析する。『台湾時報』は台湾総督府情報課発行の総督府機関誌であり、『新建設』は総督府の外部組織である皇民奉公会機関誌である。この両誌における台湾人兵士の日本語能力問題と徴兵制に関する記述に注目し、その問題点を浮上させることを目的とする。

## 2. 日本統治期台湾における日本語教育の展開

台湾は日清戦争後に日本と清朝との間で締結された下関条約の結果、1895年に日本へ割譲された、日本帝国最初の海外植民地である。周知の通り、この植民地台湾においては日本統治開始の最初期から日本語教育が実施されてきた<sup>3</sup>。日本統治期台湾及びその後の日本帝国が併合した植民地・占領地では日本語は「国語」と呼ばれ、現地住民に対して「国語教育」が強制されていくことになる。当時の日本帝国は欧米列強から「帝国主義国家」たり得るか疑問視されており、台湾統治の失敗は許されない状況にあった。日本政府は植民地経営能力を示すためにも、経済的・社会的に安定した台湾統治を実施する必要に迫られていたのである。そしてその中で「国語教育」は、台湾統治を完遂するために必要な措置としてとらえられていた。現地住民に対する命令伝達と意思疎通を可能にするためには速やか

な「教化」と言語「国語」を媒介とした日本統治に対する理解・服従が必要だと考えられたからである。

そのために、日本政府及び台湾総督府は領台直後の1895年5月に伊沢修二が台湾総督府初代学務部長心得に任命し、翌6月、伊沢の上呈により学務部内に芝山巖学堂を設け「国語」授業が開始されることで<sup>4</sup>、日本統治期台湾の「国語教育」は始まった。そして、1896年1月に、この芝山巖学堂で日本語教師6名が蜂起した台湾人によって殺害されるという芝山巖事件がおこる。この芝山巖事件とその遭難者である6名の日本語教師が、その後の台湾の「国語教育」の中で神話化され、台湾人への「教化」と「国語教育」の正当性を補強するために利用されていくことになる。

同じく1896年には「国語教育」のための国語伝習所、及び教員養成のための国語学校も設置された。これらはそれぞれ1898年に公学校（台湾人児童に対する初等教育機関）、1918年に台北師範学校へと展開していき、「国語教育」は台湾総督府の強力な推進の下に進められていった。

1910年代後半になり、それまで断続的に起こっていた台湾島内の抗日武装蜂起が鎮圧され、教育の普及と近代的な都市改造・工業化が進むと、現地台湾人社会は総督府の推し進める日本化・近代化を受容した上で、日本統治下での台湾人の権利確立の運動に乗り出した<sup>5</sup>。その過程で、台湾人の中で日本型近代化に対応するべく、日本の中等・高等教育機関への進学希望者が増加し、台湾総督府側もそれへの対応が求められるようになった。結果、1919年、1921年に相次いで台湾教育令が改正され、島内教育機関における日本人と台湾人の共学が実施されるようになった。また、台湾人の内地留学生も増加し、特に青少年層における日本語受容が進展した。その端的な例が1930年代の台湾新文学運動であり、1910年前後以降に生まれた台湾人青年たちの多くが、文学運動において日本語を用いるようになっていた<sup>6</sup>。

しかし、それでも台湾の日本語理解率は昭和初期の段階で20%から

30%台(1932年22.7%→1936年32.9%)<sup>7</sup>に留まっていた。これには、日本統治期台湾では初等教育が義務教育化されておらず、有償であったことも影響している。台湾人社会における階層格差が日本語普及の格差としても現れるようになっていたのである。一方、台湾総督府もそれまで民間に委ねていた社会教化政策に、昭和期に入ってから対応するようになり、1929年から島内各地に国語講習所の設置を開始、31年にはそれが予想外の好成績を挙げたことから、国語講習所に対する経費支給も開始した。翌32年には、1943年を目処に「国語理解者」を50%以上に引き上げるという「国語普及十年計画」を策定している。国語講習所はおよそ12歳から25歳未満の青少年を中心に、公学校に入学できない者を対象に農繁期を避けて通年的に夜間に開講された日本語教育機関であった。修業年限は主として二年(一年ないし四年の場合もあった)、「国語」教育を中心としながら、修身作法、算数、唱歌、体操、遊戯、裁縫などの科目も含まれていた。その狙いは「国民的自覚を促し国語を愛用し、国語と国民的感情及び生活態度の融合一致を図り、実際の知識及び技能を授けることにあった」<sup>8</sup>。

総督府も参与した日本語普及政策によって、1940年には日本語理解率が50%を越えた、とされている<sup>9</sup>。しかし、陳培豊はこの数値に疑問を投げかけている。いわゆる「国語理解者」には公学校在籍児童及び卒業生、「国語」普及機関(国語講習所など)参加者及び修了者から算出されているが、特に「国語」普及機関の参加者及び修了者は「国語理解者」とするに十分な日本語能力をもっているとは言い難いからである<sup>10</sup>。

台湾総督府が1930年代から「国語」普及に力を入れるようになった背景には、1931年の満洲事変以降、日本と中国の関係が悪化の一途をたどり、漢族が大部分を占める台湾住民の「日本化」が急務となったからと思われる。それは、1936年の皇民化運動開始に顕著に現れた。実用の観点からの「国語」普及と近代化という立場を越え、文化、習慣、宗教など精神・生活全ての面からの「日本化」を強制する皇民化運動の実施は、当然ながら台

湾人の戦争動員に直結していた。1941年に台湾でも国民学校令が公布され、小学校・公学校が共に国民学校となり、43年には義務教育が実施された。前述の通り、この時期は37年の日中戦争開始から42年の志願兵制度実施と重なっていた。初等教育の普及推進・義務化の主眼は「国語」教育の強化にあり、それは台湾人の戦争動員と密接に関わっていたのである。

### 3. 台湾人の戦争動員と日本語能力—軍夫・軍属徴用から志願兵制度まで

#### 3-1 軍夫・軍属の日本語能力

日本統治期台湾において台湾人が戦争動員されるようになったのは、日中戦争からである<sup>11</sup>。領台初期の抗日武装蜂起鎮圧を目的としていた台湾軍は、この戦争から中国大陸へ派遣される外征部隊へと姿を変えたが、本来鎮圧を目的とした台湾軍には輜重隊（輸送部隊）を備えておらず、外征に当たって輸送運搬要員としての軍夫が必要となった。その人員を、台湾人の徴用によって埋めたのである<sup>12</sup>。この徴用は台湾徴発令あるいは台湾軍の募集によっていたが実質は強制であり、台湾ではその忌避行動も起こった<sup>13</sup>。その徴用に際して日本語能力を要求していたかどうかは明示されていないが、従軍作業上の利便を考えれば、「国語理解者」を徴用の条件としていたのは間違いないであろう<sup>14</sup>。近藤によれば、帰還した軍夫に対する台湾社会の評価・評判は高く、それが日本語講習者の激増・公学校入学者の増加、和服着用者の激増につながっていると当時の軍が報告しているという<sup>15</sup>。これは、軍夫になる要件に日本語能力があったことの傍証となるであろう。

#### 3-2 志願兵に要求された日本語能力

日本統治期台湾において志願兵制度が導入されたのは1942年からであるが、その発表は前年41年6月であった。日本統治期朝鮮では1938年から実施されていた志願兵制度であったが、台湾では見送られていた。1941年までの段階で日本と交戦中だったのは中国であったため、前述の通り漢

族が中心の台湾島民を兵員として動員することに不安があったからである。それが1940年に入ると、陸軍省内において台湾における特別志願兵制度の検討が始まっている<sup>16</sup>。これは当時台湾軍が第48師団に再編され、南方戦線に派遣される計画が進んだことが影響しているという。中国戦線への投入が躊躇われる台湾人兵も、南方戦線ならば問題がないと判断されたと推測できるからである<sup>17</sup>。

こうして台湾において陸軍特別志願兵制度が発表・実施されることになったが、これは「志願兵」であったため、応募の際には資格と試験が要求されていた。

「陸軍兵志願者募集要項」<sup>18</sup>によれば、志願兵として採用されるためには、まず「台湾総督府陸軍志願者訓練所生徒」として採用される必要があり、「(軍隊に-引用者注)入営する迄に台湾総督府陸軍兵志願者訓練所に入所し、その課程を修了」しなければならなかった。そして、訓練所入所資格は、

- 1 年齢十七年以上の者（昭和十七年十二月一日に於ける年齢とす）
- 2 身長一、五二米以上にして陸軍身体検査規則の規定に依る体格等位甲種又は第一乙種に相当する者
- 3 国民学校初等科を修了したる者又は之と同等以上の学力を有すると認むる者

とあった。その資格に適合した上で、応募者は試験を受ける必要があった。試験は「(イ)身体検査、(ロ)口頭試問、(ハ)学科試験」であり、「(ハ)学科試験」の内容は「国民学校初等科終了<sup>マ</sup>の程度に依り国語（訳解、作文及書取）国史及算数の三科目」だった。また但し書きとして「中等学校程度以上の学校を卒業したる者又は之と同等以上の学力を有する者」は学科試験を省略する場合があると付されていた。

この募集要項からも分かるとおり、志願兵の採用には学歴の有無が最も重要であった。それは、端的に言って植民地台湾では学歴の有無が日本語

能力の有無に直結するからであった。

### 3-3 志願兵制度に関する『台湾時報』『新建設』記事

#### 3-3-1 『台湾時報』『新建設』について

志願兵制度に関して、ここから本稿の中心テーマである雑誌『台湾時報』と『新建設』の記事を参照していきたい。

『台湾時報』は1909年に創刊され、1945年3月まで、通巻415号発行された月刊誌である。前述の通り、これは台湾総督府情報課が発行していた総督府の機関誌であるが、正確には1909年1月から1919年5月までは東洋協会台湾支部が発行元であり、それが台湾総督府に移ったのは1919年7月からであった。総督府の機関誌という性格上、総督府の公式声明などが掲載されていたが、同時に総督府各部署の調査報告や台北帝大教員の論文、評論、さらに在台日本人作家、台湾人作家の小説が掲載されることも多く、機関誌という以上に多様性を持った雑誌であった。ただし、公式見解と時局に沿ったものであることは変わらず、その中で、志願兵・徴兵制についての記事が多数見られた。

『新建設』は皇民奉公会中央本部が発行していた月刊誌で、創刊は1942年10月、1945年5月発行の「三、四月合併号」まで全29号の刊行が確認されている<sup>19</sup>。

皇民奉公会は日本内地における大政翼賛運動に連動して1941年4月に発足した。同会は河原功によれば「内地の大政翼賛運動を精神的な母胎として、台湾に住む「内地人」「本島人」「高砂族」すべてが各自の職域において「臣道」を実践し、「大政」を翼賛し、高度国防国家体制の確立、東亜共栄圏建設を目指す全島の運動」を進めていくための「国民組織」であった<sup>20</sup>。皇民奉公会はその総裁が台湾総督、中央本部長が総務長官（総督府のナンバー2）、地方支部長は全て行政庁の長が兼ねており、総督府行政組織と一体化していた<sup>21</sup>。

『新建設』は、皇民奉公会が1942年に刷新を行い、宣伝部事業を再編し



た際に発行された。皇民奉公会の意図を解説し、「内台一如」「台湾一家」の実践を宣伝する役割を担ったのである。故に、その内容には、志願兵、徴兵制に関する記事が非常に多かった。

### 3-3-2 『台湾時報』『新建設』における志願兵と日本語能力に関する記事

『台湾時報』は1941年6月の陸軍特別志願兵制度実施発表をすぐに記事として取り上げていたが、同年8月号において、志願兵制度が先行して実施されていた朝鮮での志願兵についての記事・佐藤敏朗「朝鮮志願兵訓練所を観る」を掲載している。この中で、朝鮮の志願兵制度においても「学力」の資格が要求されていたことが記されている。

尚ほ学力の点から云へば初めは六年生<sup>▽▽</sup>小学校卒業以上と云ふ事にしたが全鮮には四年生<sup>▽</sup>の小学校も認められてゐるので、昨十五年度（1940年度-引用者注）より変更されたものである。所が教授（訓練所の森本教授-引用者注）の話によれば有難い思召で拡充されたのではあるが、四年生修了者は入所及入營後の成績がやはり甚し<sup>▽</sup>だく相違し、且簡易学校（二年生にして台湾の昼間二年制国語講習所と概ね同様）卒業生が学力認定を受け入所し得る事となつて、国語力の点より素質の低下を来たしてゐるとの事であつた。（下線は引用者）

このように、朝鮮の志願兵においても、小学校程度、原則「国語理解者」と認定しうる学歴が要求されており、しかもその課程が二年ないし四年短縮されること、つまり「国語」=日本語能力が劣ることが「素質の低下」に関わる問題点として認識されていたのである。

日本語能力の有無は軍隊運営にとって生死に関わる重要な問題にもなる。『台湾時報』1943年11月号掲載の福田良輔「徴兵制と国語の問題」の中で、福田は「軍隊に於いては、一般社会とは異なつた特殊の語彙が行はれてゐる」ので、「国語教授の技術的面に於いても、軍の意見を色々な場合徴しなくては済まされない事が起きて来る」。そのためには「軍隊生活に役立つやうな国語の力を習得させる事が望ましい。軍隊用語を骨子として国語を習得させるべきである」と述べる。これは徴兵制実施を視野に入れた

文章であるが、同時に既に実施されている志願兵制度の反省も踏まえてのことであろう。福田は「(徴兵適齢者の-引用者注) 国語学習の程度を(略) 国民学校第四学年修了の程度に置くとしても、第一学年より第四学年までの国語読本を習得しても、社会生活に於ける同じ程度に軍隊生活に役立つことにはならない」とも述べている。これは先の朝鮮の志願兵訓練所の記事と類似する指摘となるが、「国語理解者」に含まれる国民学校修了者の日本語能力でも、軍隊においては不足であるととらえられているのである。

『新建設』誌上では、そのような志願兵出身者を招いた座談会記事が掲載されている。1943年3月号に掲載された「座談会 戦場精神の発言 陸軍記念日を迎へて」には12名の帰還志願兵が出席し、自身の軍隊での経験を語っている。そしてその経験から感じたこととして、「国語」=日本語能力について言及されていた。参加者の一人、許勇吉は次のように述べている。

希望したいのは改姓名や国語常用を一日も早くして欲しいと云ふ事で、之をしないと戦地に於きましても非常に欠点があります。

或る日戦地で戦友と二人歩いていましたその時、何気なく台湾語で喋つて居りました所が華僑から「お前は支那兵の捕虜では無いか」と言われました。もう一つは、各自の姓名が全く華僑と同じであるため華僑から「貴下達は我々と同族ぢやないか、何時日本軍に採用されたのか」と云はれ、非常に恥かしい思ひをしました。色々の方法で一日も早く改姓名をなし、国語を常用する様にお願ひしたいものです。

この許勇吉の発言の中心は「国語」よりも改姓名の方にある。つまり許は、中国式の姓名によって自分が華僑=中国人であると認識されることに不満を抱いており、それを解消したいと願っている。だが、それは日本軍内部で台湾人兵であることを原因とする差別が存在することを暗示すると同時に、そういった日本軍的思考に染められてしまった許が今度は華僑を差別する側に回っていることも示しているのである。そのため、彼は自分の姓名を日本人式に変更する「改姓名」の適用を願っているのだが、この「改姓名」の条件には「国語常用家庭」であることが含まれていた<sup>22</sup>。つま

り、許本人だけでなく、その家族・一族がみな「国語理解者」でなければ改姓名の許可が下りないのである。故に、許は改姓名と同時に「国語常用」も叫ばなければならない。台湾人志願兵にとって、軍隊内の命令系統に従うためだけでなく、内部の差別構造に耐える・乗り越えるためにも、「国語」の圧力を受け、それを帰還後の故郷に持ち帰ることになっていたのである。しかし、そのような圧力に晒されていながらも、派遣先で「戦友」と二人でいる時は「台湾語」で会話をしてしまうこと、そしてそれを（おそらく無意識に）公言しているところに、「国語」圧力の限界と無謀さが見て取れよう。

一方で、主に「国語」能力によって選抜されていたはずの台湾人志願兵の中にも、「国語不解」に近い者がいたことが、『新建設』1945年2月号掲載の「座談会 軍隊生活を語る」の中で触れられている。この座談会は、「宣伝隊員たる先輩兵」と徴兵検査の「適格青年の父兄母姉」を招いて行われた。

台湾人兵に対する不安は、体格、病気、そして「国語」であり、訓練や治療で回復が見込まれる前二者に比べより注目され、参加者の多くが口にするのは「徴兵制になりますと国語能力の不足なものが非常に沢山入って来る」（岡本兵長<sup>23</sup>）点であった。そして、「適格青年の父兄母姉」のそのような不安を解消すべく「先輩兵」達が語るのが、かつて軍隊内部にいた「国語不解者」の例だった。

特に、来島上等兵は、「軍隊に入る前にどんなに国語が判らなくても大概一年以上すれば覚えて来るのです。自分も最初は解らなかつた。自分も学校に入らなかつたのです。始めて入隊した時は何も判らなかつたので班長殿が一々教へて下さつたのです。」と、自ら「国語不解者」として入営したことを告白している。また石井兵長も「自分達の部隊にも国語が解らぬ者が相当入つてゐます。（略）昼は演習、夜は国語の教育を旺んにやつてゐます。」と述べ、本田伍長も「自分のところにも三人ばかり全然解らないのが

居つた」としている。

応募資格に学歴要件があったにも関わらず、志願兵に「国語不解者」がいたのはなぜか。考えられるのは、兵員不足が深刻化した太平洋戦争中期以降、志願兵採用に際して身体能力を言語能力に優先させたということである。それだけ言語・身体両面で条件を満たす青年が少なかったことを示している。あるいは、国民学校での「国語教育」の質の低下も考えられよう。つまり、国民学校四年修了時点の日本語能力が、台湾総督府・台湾軍が想定していたよりもずっと低かったということである。ただしこれは学校にもよるであろうし、また卒業後、周囲（職場など）が日本語を使う環境でない場合、台湾語だけの生活に戻る人が多いため、日本語能力が低減することも考えられる。

いずれにしても、1942年に志願兵制度が実施されて二年ほどで、既に志願兵内部でも日本語能力の不足が露呈していたことになる。参加していた「先輩兵」たちは自主的な日本語学習や周囲の教育によって「国語不解」は克服される、と述べ、「適格青年の父兄母姉」の不安を解消を図っていたが、徴兵制導入以後は志願兵制度での動員を遙かに超える人員が軍隊に入る以上、却って不安を煽る結果にもなったのではないだろうか。

#### 4. 徴兵制実施発表とその後—「国語不解者」に対する懸念

##### 4-1 統治者側の懸念

前述の『新建設』記事とやや前後するが、日本統治期台湾で徴兵制導入が発表されたのは1943年9月23日であった。『台湾時報』は直後の1943年10月号において、徴兵制導入に関して「兵への道」（台湾軍参謀・横田洋と実業家・辜振甫の対談）及び前出の福田良輔「徴兵制と国語の問題」を掲載している。「兵への道」は辜振甫が日本政府及び台湾総督府に徴兵制導入への感謝を表す、という展開で話が進み、全体としては徴兵制賞賛とその宣伝の内容となっている。「国語」については横田から言及があるが、そ

れは「一応国語を知つてゐながら、それを使はない人が多いのぢやないか」という批判であつた。以降、『台湾時報』では翌1944年9月1日の徴兵制実施（徴兵検査は45年1月から）を迎えて同年9月号を「徴兵制実施記念特輯号」とし、長谷川清台湾総督の論告をはじめとして、ほぼ全誌面を徴兵制に関する記事で埋めている。中でも、注目すべきは「徴兵制実施に伴ふ「適齡青年の錬成具体的状況」に就て青年錬成指導者座談会」と、台湾人作家・周金波の小説「助教（情報課委嘱作品）」である。この二つの記事・作品から、「国語教育」に関する部分を観てみたい。

まず前者だが、これは台湾軍の参謀二名、総督府の兵事課・錬成課・衛生課、台北州社会課・台北市社会教育課各課長と陸軍兵志願者訓練所所長に「青年錬成指導者」である各地の青年特別錬成所所長が参加した座談会である。青年特別錬成所とは、1944年4月に設置された「本島徴兵制実施に対応し本島男子青年に対し心身を鍛練し将来軍務に服すべき場合に必要なる資質の錬成を目的」とした「錬成期間四か月年三回、毎回の収容人員五〇〇名」の施設であつた。この青年特別錬成所に先行して、すでに1940年12月には勤行報国青年隊が台湾各地に組織されており、参加した台湾人青年の多くが志願兵として採用されていた。いわば勤行報国青年隊は志願兵制度のために作られた組織と言え、青年特別錬成所はその成功を踏まえ、さらに拡大した徴兵制に対応させるべく設置されたと言えるだろう。

そして、この青年錬成指導者にとつてもやはり問題点は「国語」なのであつた。総督府錬成課長の柴山は、台湾に於ける徴兵制対応の青年錬成に際して、冒頭で台湾人青年の学歴の低さを指摘し、その訓練施設について解説している。やや長くなるが引用する。

台湾の青年の実情を申しますと、適齡青年の半分が国民学校を終了しない、所謂未教育者であります。後の半分も国民学校を終了した儘でその大部分が実社会に移行する所謂勤勞青年になるのであります。国民学校を出て中等学校以上の学校へ進むのは、極く僅かでありまして、適齡青年の大多数が国民学校終

だけで実社会に出てゐるのであります。(略) この台湾青年を何処でどうとらへてそれを皇軍の一人として実質を錬成するかといふ問題であります。(略) 皇民錬成所といふのを今年の四月から開設致しまして国語を中心とした教育訓練を実施してゐる訳であります。(略) これは十六歳から十九歳までの青年を対象に国語教育をやると同時に軍事教練をするのであります。国民学校を終了した青年に対しては、今年から青年学校を義務制に致したのであります(略) 青年学校義務制は昭和十八年度以降の国民学校終了者から義務的に就学の義務を負ふ訳であります。(略) 詰り今年から義務を負ふのは十三歳からの青年でありまして、来年の適齢者には、この青年学校の義務制だけでは甚だ不完全なことになる訳であります。そこで国民学校を出て現に青年学校に入つてゐない青年に対しましては、十六歳から十九歳までの者を対象に特殊青年訓練所といふものを各地に設けさせまして、こゝで青年学校の補習教育として殆ど義務的に教育訓練を実施中であります。青年学校、皇民錬成所と両方の施設に適齢青年は必ず入つて教育訓練を受ける立場にありますが、この両方の施設から出る者でさらにその中の優秀な者を選抜してもつと徹底した教育訓練を行ふために、青年特別錬成所といふのが(略) 設けられてゐる訳であります。

柴山の述べている皇民錬成所とはかつての国語講習所のことである。これを1944年より皇民錬成所に発展・改称させ、徴兵制実施に備えた教育機関としていたのである。また、日本内地では1939年に実施されていた青年学校義務化が4年遅れで台湾で実施されたのも、やはり徴兵制実施を視野に入れてのことであることが推測できるだろう。

そして、この座談会でも最重要課題となるのが「国語力」の問題であった。台湾軍の蔵尾参謀は、次のように言っている。

取敢へず私たち徴兵準備委員会の幹部と致しまして、先般各州庁の準備状況を拝見したのでありますが、その拝見した結果を総括致しますと結局国語といふものに最重点を於かなければならないという結論になつて居ります。皇民化をやります上において、或ひは内務教育、その他教練をやりますについて、国語が判らなければその効果が挙らない。総ての根本は国語能力にあるといふことになつて来るのであります。

そのために、蔵尾はどのような「国語教育」を実施するつもりなのかを、参加者に尋ねている。蔵尾は、一部の錬成所では「教育を本島語(台湾語-

引用者注)で教へてゐるのところ」もあると指摘し、他の参加者を動揺させている。これに対し総督府・台北州・台北市の各担当者は「国語」教員の整備と指導内容について慌てて説明をしている。また、新竹第一錬成所 所長・三谷川は「二時間も三時間も国語ばかり教へて居りますと、どうしても倦きが来ます」「台湾語を使つたらいかん」といふと、一日中ものを言はない」という事態になってしまうと説明し、「国語不解者」に対しては、指導員がつきっきりで対応していると釈明している。この座談会記事は30頁に及び、紙の統制が行われていた時期としては異例の誌幅をとっているが、うち20頁ほどがこの「国語」問題に割かれていた。いかに「国語不解者」問題が、徴兵制において重要な課題であつたかがわかる。総督府・軍側にとって、徴兵制実施は、「国語不解者」という「異分子」を招き入れるという点で、大きな懸念材料だったのである。

このような懸念を小説化して描いたのが、前述の周金波「助教」である。

周金波は1941年に台湾の文芸同人誌『文芸台湾』に小説「志願兵」を発表して注目を集めた作家で、現在まで皇民文学作家の代表的存在とみなされている<sup>24</sup>。この「助教」は、総督府情報課の依頼によって、台湾文学奉公会という作家団体が所属作家を各軍事施設に派遣し、派遣先を小説化して発表するという計画の中で描かれたものであつた。周金波はその中で、台南州斗六にあつた「国民道場」<sup>25</sup>に派遣されたのだつた。「助教」は後に、他の派遣作家の作品と共に『決戦台湾小説集』<sup>26</sup>に収録される。

このような経緯から、派遣作家達の作品は一様に軍事施設を賞賛するものとなつていたが、周金波の「助教」はややその趣が異なっている。作品の主人公は、中学校を卒業したが、医学校受験準備のため就職・進学もせずにいる蓮本(改姓名した台湾人青年)という青年である。蓮本は国民道場の学科教員・助教として採用されるが、盲目的に軍隊訓練にのめり込む台湾人班長(志願兵として採用予定の「国語理解者」)らにとけ込むことができない。一方で、自分を採用した日本人教官が自分をどのように見てい



るのかに過剰に反応し、道場内で懊悩するのである。また、「国語不解者」の道場生が文法的に破綻した日本語を用いている場面や、教官や班長に隠れて台湾語を使っているところを目撃しながら見逃す場面を描くなど、およそ「国民道場」賛美とは言い難い内容となっていた。

なぜこのような内容の小説が、そのまま「徴兵制実施記念特輯号」に掲載されたのかも疑問だが、あるいは前者の座談会記事において述べられた徴兵制実施に対する懸念を共有する内容であったからかもしれない。徴兵制はその実施に際して、表面上の歓迎とは裏腹に、多くの不安を抱えていたのであり、その大きな原因は、やはり「国語」普及の問題にあるのだった。

#### 4-2 「国語」教育現場の不安

『新建設』は1943年9月の徴兵制実施発表以降、断続的に徴兵制導入に関する記事を掲載し続けている。それは『台湾時報』と異なり、皇民奉公会の宣伝機関誌として、台湾人に徴兵制についての啓蒙を行う必要があったからであろう。

まず、1943年12月号に掲載された「台湾軍 西中佐を囲む座談会」を見てみたい。西次郎中佐は台湾軍司令部兵務部の所属で、彼に徴兵制の適齢青年の錬成について聞く、という趣旨で行われた。他の参加者は、従軍記念会の各地支部長達、及び皇民奉公会の訓練部参事・主事であった。

この座談会冒頭で、まず近日中に志願兵制度が廃止されることが示唆される。徴兵制によって適齢青年は徴兵検査を受けることになるからだ。ただ、この徴兵制は、1945年度において20歳になる者からの適用となり、その段階で21歳以上の者は適用外となるので、そのための特例は残る可能性がある、とされた。

そして、やはり話題は「国語」問題へ進んでいく。西は徴兵される台湾人青年たちについて、「精神はいゝでせうが学問、特に一番御心配になつて居るのは国語、国語を解せない者はどう云ふやうに指導したらいいか」を



よく研究するように出席者に求めている。参加者からは、「国語講習所を出た人は多少は解るけれども、何でも不自由なく話せるといふことは出来ない」「国語講習所も学校も出ない人は殆ど話は解らない」（大山参事）という実情が述べられ、中でも「一番困るのは教員の問題」であるという。国語講習所の教員は、1～2年勤めて自身の「国語」が上達すると、国民学校や役場に転職してしまう、というのである（同じく大山の発言）。これを皮切りに各地の「国語」教育の実態が述べられていくが、やはり現状の「国語」普及率は徴兵に際して不安を呼ぶレベルであり、かつ「講師も（略）熟練した頃は助教や役場に行つて了ひます」（頼・台北市副支会長）「何としても優秀な指導者がゐない」（関川主事）「一番いゝことは内地人の方に就て習ふのが一番」（羅・能高郡副支会長）というように、「国語」教員の人員・能力不足が問題視されていた。

一方、このように「国語」問題に終始する参加者に対し、西は次のように言う。

夫れでは皆様の御意見は非常に結構な事で、先づ重点を国語に注いで居られる様であります。夫れも非常に結構な事であります。然し飽く迄趣旨の根本は国語も勿論でありますが忠義といふ事をよく教へて貰ひ度い。国語は解らなくても字は書けなくても兎に角本島人の誠意に依て徴兵制を敷いてくれと云つて自ら願ひ出て敷かれた事を考へますと、幾ら国語が上手でも精神が伴はなければ日本の兵隊と肩を並べて行く事は出来ません。本島人丈けの軍隊を作るといふ事でなしに、言葉が出来んでも身体は少し位悪くても、水火を辞せず命令の行く処へ行くといふ事を教育して貰ひ度い。さういふ事を真髓として教育して貰はなければいけないのであります。

この発言から推測するに、西は台湾軍勤務となって日の浅い軍人なのであろう。「国語」よりも「忠義」と精神力養成を要求する姿勢は、当時の台湾の現実と明らかに乖離している。座談会はこの西の発言を持って締めくくられているため、参加者達がこの発言にどのように応じたかはわからないが、そもそも「国語」能力が無ければ台湾人青年に「忠義」を教えるこ

とも、「水火を辞せず命令の行く処」へ行けと命令することもできない。そのような現状を西は理解できていないのである。

一方で、参加者である皇民奉公会や従軍記念会の幹部達は、問題を「国語」能力に収斂させている傾向も見られる。これはおそらく、彼らの念頭に徴兵や軍隊の問題より先に、日常生活の利便性のために日本語理解率の向上を目指したい、という意図も含まれていたからであろう。戦時下、徴兵制導入によって「国語」普及の急速化を求められ、その予算が下りることは、日本統治期台湾の社会内部における、地域レベルの指導層にとってはある意味歓迎すべき事態であったからだ。もちろん、「歓迎する」側も、「国語」の強制が台湾人の文化や習慣を破壊することにつながっていくことには無頓着であった（あるいは諦めていた）のだろうが。

1944年5月号では、皇民奉公会の幹部である頼春和による「国語生活運動 言葉の指導は丁寧に」が掲載されている。頼は皇民奉公会が「国語」の普及運動に力を入れてきたこと、それが着実に実績を上げてきたことを述べつつ、しかし徴兵制実施に当たって、適齢青年のうち「国語理解者」が記事の時点で「約六十五%内外」であることに「甚だ心細い」と嘆き、「適格青年を目標とする国語全解運動を展開することは真に急務中の急務と云はねばならない」と断じる。そして、記事題となっている「国語生活運動」の推進を訴えるのである。これは台湾人家庭の中でも「国語」=日本語を用いよという、つまり「国語常用」を「常用家庭」だけでなく全戸的に拡大せよという訴えであった。

ここで、頼は台湾人の立場から、「内地人も亦この環境の育成に対し拱手傍観的であつてはならない」「内地人が親心を以て親切に協力して行くなれば予想外の収穫が得られる」と、内地人=日本人の協力を要請しているのだが、これはつまり、それだけ「国語常用」や徴兵制導入に際しての「国語」問題に、在台の日本人社会が無関心であったことを示している。台湾人社会に「皇民化」を迫りながら、在台日本人社会はそれに協力しようと

はしていなかったのである。

同時に、頼は「国語」の指導時に「行き過ぎや、相手の感情を刺激してはならない」「重要な職場に働く者に過重な負担感を与へたり、或は大衆に恐怖感を抱かしむるやうな事があつてはならない」と注意している。台湾人として、指導される台湾人側のプライドを守ることや指導時の体罰や罵声に注意を促しているのだと思われる。台湾人の立場で皇民奉公会の幹部を務めていることのストレスも垣間見ることが出来るだろう。

このように、『新建設』誌上では徴兵制実施を控えた「国語」普及問題に非常に過敏になっている様子が窺える。1944年9月号「徴兵台湾を語る」は、同年9月の徴兵制施行に合わせた座談会で、参加者は台湾軍大佐・中佐、総督府兵事課課員、台湾人学徒志願兵及び一般志願兵の青年であった。

座談会の前半は徴兵制施行賞賛と軍隊賛美であるが、中盤からは「第一に国語を」というテーマで、「国語」普及問題が提示される。学徒志願兵の和田樞一兵長（台湾人）は、「先づ第一に国語であります。国語が出来なければ、或は国語が拙ければ自然とお互に気拙い思ひをするといふ様なことになり、団結といふことが出来なくなつて来る」という。故に「適格青年に対しては、先づ第一に国語を完全に使へるやうに努力しなければならない」と訴える。また座談会の頁に掲示されている「台湾壮丁三則」の一つには、「国語を話すことは軍務に服する上にも絶対に必要だ。話せない者は、入隊後非常に不自由であるばかりか、他の戦友より国語だけ余計に勉強しなくてはならぬので、入隊前に話せるやうにしておかう」とされている<sup>27</sup>。

しかし、こういった皇民奉公会の訴えは、「国語不解者」に届くのだろうか。当然ながら、以上の記事は全て「国語」=日本語で書かれている。参加者は日本人はもちろん、台湾人参加者も日本語理解者である。『新建設』の記事は、一部はルビが付されているが、基本的にルビはなく、語彙解説もない。つまり、「国語不解者」の存在を憂慮しながら、その「国語不解者」

には記事内容は届かないのだ。一方で、それはこれらの記事が「国語不解者」の指導層へ向けられたものであるからとも考えられるが、皇民奉公会と『新建設』の目的がこの時点で「国語」普及に大きく傾いている時、それが肝心の「国語不解者」には基本的に届かないメディアであったことは問題であろう。

先に志願兵制度について述べた部分でも引用した『新建設』1945年2月号掲載の「座談会 軍隊生活を語る」は志願兵制度によって従軍した「先輩兵」が徴兵制の「適格青年」の保護者達に軍隊生活を語っているが、前述の通り、「先輩兵」らは一様に「国語不解者」でも軍隊の中では心配いらない、と述べている。それまでの『新建設』の記事が「国語不解者」問題を憂慮していたのに対し、楽観的に過ぎる内容であるが、これは当該記事が既に徴兵検査が実施され実際に「国語不解者」の青年たちの入営が始まっている時期に掲載されたものでありことが関係しているであろう。つまり「国語不解者」とその家族の不安除去のために構成された座談会と考えられるのである。しかしやはり、「国語」=日本語だけで構成されたこの記事が、「国語不解者」やその家族にどの程度届いたのか、疑問は残る。

## 5. おわりにかえて

台湾軍の兵員動員に際しての日本語能力に関する問題は、1940年代を通じて台湾社会で懸念されていたが、結局のところ、問題を解決できないまま徴兵制が実施されたことになる。先行研究が示してきた、統治末期の台湾における日本語理解率が50%を越えていた、という指摘は—それ自体、徴兵制実施にとっては不十分な数字であるが—、その理解率の内実に、少なくとも軍隊生活に適應できるレベルかどうか、という点で疑いを持たざるを得ないものであったといえよう。

そして、皇民奉公会をはじめとする台湾総督府や台湾軍の宣伝活動も、十分な効果はなかったと思われる。それは『新建設』1945年3・4月合併号

の「徴兵趣旨徹底に活躍した 宣伝隊員は語る」という記事から垣間見られる。

これは、「(1945年-引用者) 二月一日の第一回入営に先立つて、台湾軍ではその趣旨の徹底を図るため、本島出身兵からなる「宣伝隊」を組織して全島各地に派遣した」その隊員達の感想報告記事である。前半は各地の徴兵検査・入営時のトラブルやそれを乗り越えた美談が語られるが、後半では問題点が述べられている。その中で各隊員は次のように言う。

潮州郡の枋山庄役場に宿った時警防団員が明日入営する壮丁を引張つて来た例がある。何故入営兵を引張るかと訊ねたら派出所の巡査は彼は逃げる虞があるからと云ふのである。(略) その壮丁は国語が判らないので心配したと云ふのである。(略) 逃亡兵は主に国語の判らない者が多いとの話である。(武井兵長)

国語不解者も心配することはないと云ふことを一般に理解の行く様に宣伝すると共に国語の必要を知らせることが大切だと思ふ。(吉村兵長)

入営者や家族が一番心配するのは、訓練に堪へ得るや、国語不解に対する不安、内台人差別待遇に対すること等であるので此点に付出来るだけ懇切に具体的に説明してやつた(陳一等兵)

この宣伝隊員が「本島出身兵」で構成されていることにも注意したい。彼らが宣伝に回った対象者は日本語を解さず、そこに徴兵の不安を感じる人々であったと思われる。つまり、彼らは宣伝時には日本語ではなく台湾語を使っているのである。そしてその彼らの口からは、既に最初の徴兵検査と入営を迎える段階においても「国語不解者」とその家族の不安が解消されていないこと、そして「国語不解者」が「国語不解」故に逃亡する事態が言及されているのである。

『新建設』が台湾総督府の外部団体である皇民奉公会の機関誌である以上、ここに書かれているのは氷山の一角であり、徴兵制実施後の台湾人兵士一特に「国語不解者」兵士の問題は、もっと根深く、悲惨なものであったのではないだろうか。

今回、本稿で取り上げた以外にも『台湾時報』『新建設』には軍事動員と「国語」に関する問題を取り上げた記事は多数ある。また、この両誌以外の雑誌そして台湾発行の新聞にも、軍事動員と「国語」問題は扱われている。本稿は植民地における軍事動員と日本語に関する問題の端緒を取り上げたに過ぎない。今後さらなる調査と分析を今後の課題としたい。

### 【注】

- 1 同時に参政権（衆議院議員の選挙区が台湾に割り当てられた）が付与された。遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』（明石書店 2010）p. 191 を参照。
- 2 関正昭『日本語教育史研究序説』（スリーエーネットワーク 1997）p. 10 を参照。陳培豊『同化の同床異夢』（三元社 2001）pp. 263～264 によれば、これは誇張された数字であるという。
- 3 関前掲『日本語教育史研究序説』pp. 8～10 を参照。
- 4 陳培豊前掲書 pp. 38～39 を参照。
- 5 若林正文『台湾抗日運動史研究 増補版』（研文出版 2001）pp. 19～163 を参照。
- 6 和泉 司「憧れの中央文壇」『文学年報 2』（世織書房 2005）を参照。
- 7 陳培豊前掲書 p. 259 を参照。
- 8 陳培豊前掲書 pp. 257～258 を参照。
- 9 関前掲書 p. 10 及び陳培豊前掲書 p. 259 を参照。
- 10 陳培豊前掲書 pp. 263～264 を参照。
- 11 近藤正巳『総力戦と台湾』（刀水書房 1996）p. 351 を参照。
- 12 近藤前掲書 pp. 41～42 を参照。
- 13 近藤前掲書 p. 354 を参照。
- 14 伊原吉之助「台湾の皇民化運動—昭和十年代の台湾（二）—」（中村孝志編『日本の南方関与と台湾』天理教道友社 1988）pp. 310～311、及び多仁安代『大東亜共栄圏と日本語』（頸草書房 2000）pp. 77～85 では、日中戦争に従軍した台湾人軍婦の手記の「吾等の軍夫の中には余りにも国語不解者が大多数であった」という記述の存在が指摘されている。但し、この記述をしている台湾人従軍者は「国語理解者」であり、軍夫・軍属の条件として「国語能力」があったかどうかは判断できない（実情として「国語不解者」が多数であったことは確かであろう）。これは今後の課題としたい。なお、上記の両書は、皇民化運動・徴兵制導入と日本語能力問題を論ずる上で本稿テーマの重要な先

- 行研究であり、全体を通じて参考としている。
- 15 近藤前掲書 p. 358 を参照。
  - 16 近藤前掲書 pp. 47～48 を参照。
  - 17 近藤前掲書 p. 47 を参照。
  - 18 『台湾時報』1941年6月号掲載記事を参照。
  - 19 河原 功 『『新建設』解題』『新建設』復刻版別冊（総和社 2005）を参照。
  - 20 河原前掲 『『新建設』解題』を参照。
  - 21 河原前掲 『『新建設』解題』を参照。
  - 22 遠藤前掲書 pp. 177～178 を参照。
  - 23 改姓名をした台湾人兵。以下登場する日本人名の志願兵は全て改姓名した台湾人兵である。
  - 24 和泉司「青年が志願に到るまで」『三田國文 第四十一号』（2005）で、周金波「志願兵」の物語の主題は台湾人青年間における学歴による断絶であり、志願兵制度賛美の文脈は小説の本筋ではないことを指摘している。
  - 25 青年錬成施設の一つで1944年に設置されたものだが、台南州以外では設置が確認できていない。
  - 26 乾の巻・坤の巻の二巻（1944）。台湾総督府情報課編。
  - 27 他の二つでは、「体を鍛えておく」「病気（特に性病）を直しておく」ことが挙げられている。